

第9回松阪市環境基本条例策定委員会



【開催日時】 平成16年3月25日（木） 午後2時から

【開催場所】 市役所 5階 特別会議室

【出席者】

寺本博美、高橋保幸、富田靖男、大西憲一、筒井弘佳、橋本英一、西川博明、
花山初子、米田としゑ、押田優子、佐藤智基、今井久晴

【事務局】

鈴木市民生活部長、池田環境課長、吉川環境課長補佐、村田環境保全係長、
環境推進係若山、小山

【協議内容】

1. 環境基本条例の策定について

(1) パブリックコメントについて

パブリックコメントのとりまとめと今までの協議内容を踏まえて作成した策定委員会の見解案及び修正案を事務局より提案した。

(No. 4 の意見について)

- 4条の市の役割における修正案で、「市域だけでなく、市域を超えた広域的な対応…」という表現の方が適切ではないか。
- 将来の市域のことを考えると、「狭い範囲のもの」という表現はなくした方がよいのではないか。

(No. 7 の意見について)

- 6条の市民団体の役割の見解で、特定非営利活動団体に関する記述が具体的な数字をあげて詳しく説明しているがここまで言及する必要はあるのか。
- この意見の視点は、特定非営利活動団体を中心としたものであって、環境基本条例での視点ではないのでは。
- カリヨンの3階に「市民活動センター」という施設ができるのだが、その施設を使用する団体を応募する時に、あまりそのような法人団体や任意団体ということに関して、しばらく区別をつけずに募集しようということになった。津でまとめているセンターの考え方も、活動する市民団体も法人の体制をとりなさいとは言っていない。現状はそのような団体を条文に入れる前の段階ではないか。
- 提示している数字は正しいのか。NPO 法人の登録は、13,000 団体あまりあるが、そのうち環境関連の NPO 法人が 189 団体しかないのだろうか。このデータでもって NPO 法人が少ないから、市民団体の方が一般的というの見解としてはおかしいのではないか。
- この見解では、少数だから市民団体に含めるという誤解を与えかねないのではないか。
- 市民団体の説明で「NPO」を加えるのであれば、第2項の条文は市民団体のみでの表現でよいのではないか。
- 説明の中に入れたので、条文の修正は行わないということでもよいのではないか。
- この条例では、個人（市民）と団体（市民団体）にわけて考えているとしてよいと思う。そして、団体の中には NPO も含まれている。

(No. 8 の意見について)

- 6条の市民団体の役割における修正案の NPO に関する記述のところだが、修正案では「自然保護を目的とする NPO や市民活動…」となっているが、環境 NGO と自然環境を保護する NPO と団体の目的をわける必要があるのか、環境 NGO・NPO でよいのではないか。

(No. 13 の意見について)

- 意見に対する見解は、内容的には県の調査結果を十分に活用する旨のことであると思う。
- 「この施策を立案するうえで…把握できるのかどうかは疑問があります。」という表現は使うべきではないと思う。
- 内容としては、説明の部分の問題であると思う。
- 説明は、体制を充実するばかりではなく限られた財源の中で効率的に調査を実施するという意味の解説を加えればよいのではないか。

(No. 19 の意見について)

- この意見は、市民の役割を読んだうえでの質問であり、環境基本条例そのものとは直接関係ないが、極めて実直な質問であり大切に扱うべきだ。
- 方法としては、肥料として活用すべきだと思う。

(2) 最終案について

条文そのものは中間案どおりとし、解説、説明についてはパブリックコメントを踏まえ修正を加えることになった。

その他

○最終案の市長への提出について

4月15日(木)午後1時30分より、寺本委員長、大西委員、筒井委員、今井委員が出席することになった。